

經濟建設常任委員長報告



經濟建設常任委員會

高宮正行

うが妥当だと思うが、
上げるなら全体的に上
げたがよいのではない
か。」という質疑があ

見がありました。

このような審議の後、
討論がおこなわれ、委
員より「条例の内容で、
調査が不足していると
思うことが一つ、阿蘇

高宮 正行

議案第19号 「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一
部改正について」

委員より「料金値上げに関して、検討委員会などは開いたのか。どのようにして値上げを決定したのか。また、占有率の車の大きさから見れば、旧料金のほ

協議により料金の改定で上程をしました。昨今はインバウンド関係でマイクロ等の利用が非常に多く、当然整備も含めた中での議論をしております。」といふ答弁がありました。また別の委員より「マイクロバス、中型バス、ある程度乗車人數がいることから、これぐらいいの値上げはいいのではないか。」という意

う一つは、阿蘇山の通行料をユースホステル、東阿蘇観光にしても、別のところに使っており、本来、道路維持など安全管理に使うための積立金ができない状況である。値上げよりも、そういうふたところも見直しながら、もう一度検討し直すべきだと思う。」との反対討論がありました。また別の委員より「阿蘇山は自然災害で爆発によ

り規制がおこなわれ、道路の破損部分などの修復に経費がかかることから、そういった経費を捻出する。自助努力の面からもやむを得ないと思う。」との賛成討論がありました。

このため、挙手による採決を行つた結果、賛成、反対と同数であつたため、委員長が本案に対し採決を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しま

らいたいと思うが。」
という意見があり、また
ちづくり課長から「阿蘇管内、熊本市内の類似の温泉センターの比較を行い、回数券については今回改正案で15枚に設定しました。類似施設では、11枚、多くて13枚というところ

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

阿蘇市温泉センター「夢の湯」



運休中の仙酔峡ロープウェイ

月1日から改正され、農業委員の改選が来年7月19日となります。現在37名が19名になります。

觀光課所管分

委員より—東阿蘇観

光開発に関する内容で、第三セクターだったと思ふが、その経緯と、このような補償をすることになった説明を。「」という質疑があり、観光課長より「合併前の一の宮町のときの債

務であり、37年までの債務の償還です。平成22年の償還について、当時の経済常任委員会、全協で説明をしていると聞いています。阿蘇市だけがなぜ第三セクターの補償をしなければいけないのかについて

り「結局、原因は契約時に大和素道がどういった会社なのか調査がきちんとできなかつたところにあるということですか。」といふ質疑があり、**経済部長**より「一の宮町時代から動いており、もとも

も、見解の相違もあるが、然あたりは企業、人づくりは大事だろうと思つてゐる。しかし、然の金の使い方が、阿蘇の観光の誘致は、人と食べ物を目当てにも来ます。しかし、阿蘇の観光振興については、

う答弁がありました。
別の委員より「道の駅阿蘇利用検討委員会
があり、年2回行われ
ているがどのような内
容なのか。どのように
生かされているか、委
員は何人でどのような
人がなつていての

務であり、37年までの債務の償還です。平成22年の償還について、当時の経済常任委員会、市だけがなぜ第三セクターの補償をしなければいけないのかについては、顧問弁護士と相談の中で、第三セクターであるので、当然、債務保証をするときにほかの出資者に求めるのが当然ですが、そのときは大和索道が補償という形で入つておりますが、大和索道そのものが、登記簿はあります、会社としての機能を有しておらず、債務能力がなく、市が必然的に債務をせざるを得ない状況になつたと聞いております。

ロープウェイについては、モーターの故障等があり運休状態にあり、今回に至つておりました。

この件に対し委員より「別の委員より「然の事業については、費用対効果の見方について

全協で説明をしていると聞いています。阿蘇市だけがなぜ第三セクターの補償をしなければいけないのかについては、顧問弁護士と相談の中で、第三セクターであるので、当然、債務保証をするときにほかの出資者に求めるのが当然ですが、そのときは大和索道が補償という形で入つておりますが、大和索道そのものが、登記簿はあります、会社としての機能を有しておらず、債務能力がなく、市が必然的に債務をせざるを得ない状況になつたと聞いております。

ロープウェイについては、モーターの故障等があり運休状態にあり、今回に至つておりました。

この件に対し委員より「然の事業については、費用対効果の見方について

質疑があり、経済部長より「一の宮町時代から動いており、もともと九州産交が行つていた中で、運輸省からの指摘で索道の張り替えが必要になつたと聞いており、借り入れする中で、一の宮町、九州産交と大和索道の3社での第三セクターであり、九州産交は再生団体といいますか、保証人になれなかつた部分で、大和索道が借りたようになり、連帯保証の形で町が入つたといふ形です。大和索道そのものに支払い能力がなかつたために、市が払うことになつたものです。」という答弁がありました。

も、見解の相違もあるが、然あたりは企業、人づくりは大事だろうと思つてゐる。しかし、阿蘇の観光の誘致は、人と食べ物を目当てにも来ます。しかし、阿蘇の観光振興については、旅行会社の添乗員、外国の添乗員にも聞きますが、阿蘇の良さは、阿蘇という名前と自然景觀だということがあるので、然のあたりも観光振興のために、自然とか景觀整備あたりの予算にも使っていただきたいと思う。」
「という意見がありました。

う答弁がありました。

別の委員より「道の駅阿蘇利用検討委員会がおり、年2回行われているがどのような内容なのか。どのように生かされているか、委員は何人でどのような人がなつていてのか。」という質疑があり、まちづくり課長補佐より「道の駅阿蘇のエリアの検討を行い、道の駅阿蘇から周辺地域まで波及効果を及ぼすような取り組みを検討しております。委員は、18名です。」といふ答弁がありました。

長より「多面的機能について、各活動組織に交付されますが、それぞれの活動組織では、会計管理が不十分であ

まちづくり課所管分

委員より「いこいの

能の補助金について土地改良とどう違うのか。

農政課所管分

委員より「多面的機能の補助金について土地改良とどう違うのか。どういう資金の流れになつているか。」といふ質疑があり、農政課長より「多面的機能については、各活動組織では、それぞれの活動組織では、それに交付されますが、それ

り、統一した事業展開を行うためにも、農地についても、各土地改良区が事務局となり、又草原については、野焼きボランティアをはじめとする各種事業を行つてゐるグリーンストックが事務局になることは、最善の方法だと思います。」という答弁がありました。

別の委員より「草原は、民間団体であるが法人で草原再生など、野焼きに詳しいし会計的にも強いから、そこを選んでいるということなのか。」という質疑があり、農政課長より「草原の維持保全については、ボランティア活動が重要視され、安全面の確保、支援が必要となつています。また、一方では、草原募金など資金の確保が厳しいことから、この交付金を受けることになつた経緯があります。阿蘇市の草原はボランティアなしには野焼きはできない状況の中で、

各種活動を行つてゐる高齢化が進んでまいります。高いから今増やすことも、また単価が非常に良いと言われていますが、最終的には高齢化が進んでまいります。高いから今増やすことも、また単価が非常に良いと言われていました。



野焼き風景

議案第40号「平成28年度阿蘇市阿蘇山觀光事業特別会計予算について」

審議を経た後、討論が行われ、委員より「条例改正で反対をしていることから、関連でこれについても整合性を持つため反対します。」との反対討論がありました。このため、挙手による採決を行つた結果、賛成多数になりました。また別の委員より「家畜導入の補助金について、TPP絡みとかあるが農政課

めの各種補助事業の導入支援ができればと思います。」という答弁がありました。

議案第41号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員より「公債費が2億9,000万円で市債が1億9,000万円、差額が1億円くらいとなつてゐる、健全かなと思うが、下水道事業で資産はないのか、どういう扱いになつてゐるのか。また、資産台帳などはあるのか。」という質疑があり、住環境課長より「阿蘇市の下水道事業は、企業会計の制度を利用していくなく、特別会計でおこなつております。資産の部分は、企業会計に移行すれば当然必要となります。

総務省あたりでは企業会計への移行を薦めているところですが、阿蘇市は、今のところ施行をしていない状況です。資産台帳はなく、施設台帳はありま

す。」という答弁があ
りました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号「平成28年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」

委員より一土地改良事業について、受益者の工事費の負担は何%なのか、農家の方々の減歩はどれだけなのか。」という質疑があり、農政課長より「災害関連の補助事業であり、補助率は国が55%、県が30%で地元負担が15%ということです、市が10%、個人は5%になります。」と、いう答弁がありまし

議案第50号「平成28年度阿蘇市水道事業会計予算について」

委員より「減価償却と積み立金について、単年度で減価償却が上水道事業と簡易水道合わせると1億7,000万円位。積み立金は剩余额が1億9,000万円位出ているが、建設改良積立金が6,

うが、どのような計算で積み立金等をやつているのか、資金的な計画を立てているのか。」という質疑がある。」水道課長、管理係長より「収入に対し支出が不足する額については、損益勘定留保資

0万円を建設改良積立に毎年積み立てております。残り4,500万円から5,000万円を減債積立金に積み立てており、減債積立は起債の償還に2年間に1回程度は積み立てては取り崩して償還に充

めに建設改良積立金の積み立てをおこなつております。」という答弁がありました。

より「水の部分は足りなくならないよう農家と十分に協議を行つており、みあつた高さにかさ上げをする」ということで調整をされていました。」という答弁がありました。

000万円位しかな
い。減価償却の累計に
なると30億円位あるの

金あるいは減債積立金等で補填をするところで予定しております。

てております。建設改
良積立金は累計で6,000万円になつてお

議案第56号「団体當土地改良事業の施行について」

財産区では、財産区が肩代わりし水道局に納めております。」といふ答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の結果、本案は
原案のとおり可決すべ

